

横手市地域おこし協力隊「活動支援団体」

募集要項

1. 目的と概要

横手市では、市における人口減少や高齢化社会のさらなる進展を見据え、市外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着による地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資することを目的として、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）」制定、平成25年3月29日（総行応第56号、総行人第7号）一部改正に基づき、横手市地域おこし協力隊活用事業を実施しています。

本事業をさらに効果的に進めるため、地域おこし協力隊員（以下、「隊員」という。）を受け入れるとともに、隊員と協働して観光の振興に関する活動等を行う横手市地域おこし協力隊「活動支援団体」（以下、「活動支援団体」という。）を募集します。募集目的は以下のとおりです。

当市へのインバウンドは秋田空港の台湾チャーター便の就航により台湾の往来が容易になったことも要因にて台湾からの客層が多い現状にあります。このことから将来的な展望として台湾人との交流を図り次の活動をメインとして募集します。

- ・観光情報の各種媒体（HP、パンフレット、祭りポスター、チラシ等）の繁体字標記のための翻訳
- ・台湾旅行会社と市内観光関連事業者とを繋ぐランドオペレータ的役割
- ・市民に台湾を知ってもらうためのイベントの開催 など

2. 活動支援団体の要件

横手市内に事務所等を有し、地域振興、地域活性化等に関する活動に前向きな法人又は任意の団体で、次の要件を満たしていることとします。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないこと。
- (2) 関係法令の規定による営業又は業務停止の処分を現に受けている者でないこと。
- (3) 市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (5) 代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集団的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者でないこと。

3. 選定する活動支援団体の数

令和8年度において選定する観光の振興に関する活動等を行う活動支援団体の募集は1団体とします。

ただし、活動支援団体への応募が1団体の場合においても選考において適当と認められない場合は、活動支援団体を選定しないことがあるものとします。

4. 地域おこし協力隊員の数

選定された活動支援団体（観光の振興に関する活動等）による隊員の受入は令和8年4月1日以降とし、令和8年度において委嘱する隊員は1名とします。

ただし、隊員候補者の数が1名の場合においても選考において適当と認められな

い場合は、隊員を委嘱しないことがあるものとします。

5. 地域おこし協力隊員の地域協力活動（観光の振興に関する活動等）の内容
次の活動とします。

（1）観光の振興に関する活動

例) 滞在型観光客の誘客企画や受入環境の整備など

6. 契約に関する事項

（1）隊員の取扱

隊員は活動支援団体と雇用契約を締結し、活動支援団体の従業員として上記
地域協力活動に従事します。

（2）本市との関係性

活動支援団体と本市は、委託契約を締結します。契約内容は本市と協議のう
え、活動支援事業企画提案書等に基づき決定します。

（3）委託契約金額

① 1隊員あたり 5, 500, 000円／年（消費税含む）を上限とする。

【内訳】

報償費（人件費）	3, 500, 000円
活動費	2, 000, 000円

※年度途中に雇用した場合又は解雇した場合の上限は、月割りによる金額

※活動支援団体の資産形成となる備品等の購入は不可

② 金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38
号）の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が
行われた場合は、金額に変更が生じことがあります。

（4）委託期間

活動支援団体への委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日ま
でとし、隊員の任期に応じて更新することができるものとします。

（5）その他

① 隊員の応募状況により、受入希望隊員数に満たないことがあります。

② 委託料及び委託業務の処理状況について、隨時に調査し、報告を求め、
又は当該委託料及び業務の処理につき適正な履行を求めることがあります。

② 委託料及び委託業務に関する帳簿及び書類を備え、委託料及び委託業務
に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、か
つ、これを委託料及び委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から5年
間保存しなければならないものとします。

7. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 横手市地域おこし協力隊「活動支援団体」申込書（様式第1）
- ② 応募要件に係る宣誓書（様式第2）
- ③ 横手市地域おこし協力隊活用事業企画提案書（様式第3）
- ④ 定款、規約、会則またはこれらに類する書類
- ⑤ 市税の滞納がないことを証明する書類
- ⑥ その他参考資料（任意、様式自由）

（※提出書類の様式については、横手市ホームページからダウンロードできます。）

(2) 提出方法等

- ① 提出部数 (1) の①～⑥をまとめて1部
- ② 提出方法 持参若しくは郵送
- ③ 提出期限 令和8年1月22日（木）午後5時00分まで
※期限厳守（郵送の場合、消印有効）

(3) その他

- ① 申込書等の作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- ② 提出いただいた全ての書類は返却いたしません。
- ③ 提出された企画提案書は、本事業の目的以外に、応募者に同意なく使用いたしません。
- ④ 提出期限後の提出、差し替え等は原則として認めません。
- ⑤ 申込書等を提出後に辞退する場合には、速やかに辞退届（様式自由）を提出してください。

8. 選考方法等

(1) 選考会（プレゼンテーション）

市が設置する選考委員会において、本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性・継続性・独自性・先進性などを総合的に公平かつ客観的に評価するため、選考会を実施し、活動支援団体を選定します。

（2）プレゼンテーションの持ち時間は、原則20分から30分程度とします。

（3）選考会後（1週間から10日後）に電子メール及び郵送にて結果を通知します。

9. スケジュール（予定）

内容	時期
活動支援団体募集開始	令和7年 12月22日（月）
活動支援団体募集終了	令和8年 1月22日（木）
選考会（プレゼンテーション）	令和8年 1月下旬
活動支援団体の決定	令和8年 1月下旬
地域おこし協力隊員の募集	令和8年 6月～7月下旬
地域おこし協力隊員の選考	令和8年 8月～9月中旬
契約締結・事業開始	令和8年10月中旬～

10. 提出先、問い合わせ先

担当課：横手市商工観光部観光おもてなし課

住所：横手市中央町8番12号

電話番号：0182-32-2118

FAX番号：0182-36-0088

Eメールアドレス：kanko@city.yokote.lg.jp